

告 訴 状

令和 年 月 日

神奈川県青葉警察署長 殿

告訴人 住所 横浜市青葉区 [REDACTED]
氏名 酒井 久男

被告訴人 住所 東京都 [REDACTED]
氏名 作田 學

第1 告訴の趣旨

被告訴人の下記告訴事実に記載の行為は、名誉毀損罪（刑法第230条1項）に該当すると思料するので、捜査の上、嚴重に処罰されたく告訴する。

第2 告訴事実

被告訴人は、令和5年2月9日、横浜市中区日本大通9番地所在の横浜地方裁判所において開催された被告訴人自身を証人とする本人尋問の席上同所にいた酒井久男ほか約15名に対し、告訴人に関する質疑において「うさんくさい患者さんでした。」「当然、会計にも行っていません。」と方言し、もって、公然と事実を適示し、上記告訴人の名誉を毀損したものである。

第3 告訴に至る経緯

被告訴人が、告訴事実にある証言を行った本人尋問にあっては、告訴人の知人である藤井敦子氏と藤井将登氏の夫妻が、被告訴人他3名に対して令和4年3月14日に起こした民事訴訟に付随するものである。

告訴人は、この民事裁判において、藤井氏側の立場として傍聴しており、この時の本人尋問の中で、被告訴人の弁護士から「酒井さんの診断書というのがちょっと問題になっているんですけど、お分かりになりますか」という発言から、本件事実にある発言に発展している。

第4 被告訴人について

本件における被告訴人にあっては、藤井夫妻が民事訴訟した相手方である

住所 東京都 [REDACTED]

氏名 作田 學

である。

さらに被告訴人については、平成29年頃から令和2年頃まで東京都渋谷区広尾四丁目1番22号所在の日本赤十字社医療センターにて、非常勤医師として勤務しているものである。

第5 告訴事実に係る発言について

(1) 公然性

本件に係る民事訴訟にあっては、横浜地方裁判所で開かれたもので、傍聴席であれば、誰でも見聞き出来る状態で公然性があり、且つ、本件発生時は、傍聴席に約15人の傍聴者がいたことから実際に伝播性もあったと言える。

(2) 事実の適示

被告訴人が発言した

うさんくさい患者さんでした

当然、会計にも行っていないと思います

にあっては、告訴人に係る質疑の中で行われたもので、告訴人のことを言っていることは明白であり、この発言からあたかも、告訴人が普段から不審な行動を取る患者であり、診断費用等を支払わない人物であるかの様にとらえることが出来ることから、事実が摘示されたといえる。

また、この内容にあっては、民事裁判中の発言を全て記録する、被告訴人の本人調書（資料1）から明らかである。

(3) 発言の真偽

被告訴人は、令和元年7月17日に、日本赤十字社医療センターにおいて、非常勤医師として勤務しており、この時、告訴人を診察しているがこの診察における費用を支払っていないということで告訴事実にある発言をしている。

しかし真実は、この時告訴人が受けた診察の費用にあっては、その日に全額支払っており、この証拠に病院から料金支払い時に交付される領収書を受領している。（資料2）

第6 まとめ

被告訴人の発言した内容は事実とは全く異なることから、この発言に対するが撤回を求めるも、撤回されることはないことから、告訴人の名誉は

依然回復されないままである。

よって、被告訴人に犯した行為について、厳正な捜査と処罰を求めてここに告訴する。

以上

添付資料

- 1 令和5年2月9日付、被告訴人作田學に係る本人調書
- 2 令和元年7月17日付、告訴人に係る外来診療費領収書